

平成24年度 第1回

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議

介護保険分科会

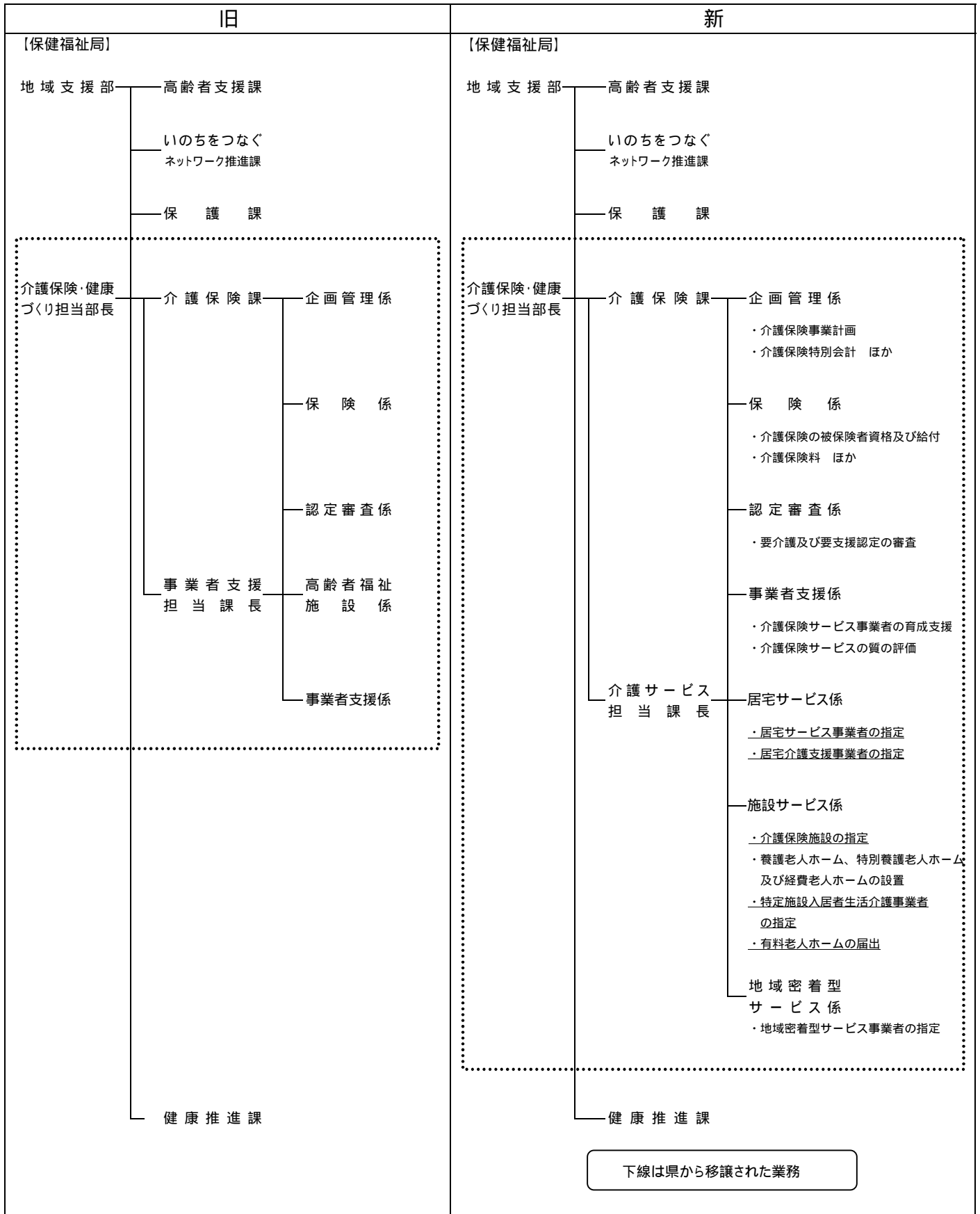
4 地域主権改革に伴う権限移譲 及び条例の制定について

(2) 介護保険課の組織再編と
介護サービス事業者の新規指定の状況

平成24年度 介護保険課の組織再編について

地域主権改革に伴う権限移譲により、これまで都道府県が実施してきた介護サービスの事業者等の指定の権限が、平成24年度より政令指定都市及び中核市に移譲されることとなった。

これに伴い、平成24年4月に介護保険課の組織再編を行い、新たに「居宅サービス係」、「地域密着型サービス係」、「施設サービス係」を設置した。



介護サービス事業者の新規指定の状況（平成24年4月～）

指定月	居宅サービス	施設サービス	地域密着型サービス	合計			
4月	訪問介護サービス	5	特別養護老人ホーム	2	特別養護老人ホーム	4	54
	訪問看護サービス	1			認知症共同生活介護	7	
	通所介護サービス	12			小規模多機能型居宅介護	11	
	通所リハビリテーション	1			認知症通所介護	1	
	短期入所生活介護	4					
	居宅介護支援	6					
	計	29	計	2	計	23	
5月	訪問介護サービス	2	/	/		14	
	訪問看護サービス	1					
	通所介護サービス	7					
	居宅介護支援	4					
	計	14					計
6月	訪問介護サービス	3	/	/	認知症通所介護	1	15
	訪問看護サービス	1					
	通所介護サービス	3					
	短期入所生活介護	1					
	居宅介護支援	6					
	計	14			計	0	

合計 83